

政策 III-3-(1)-①

1. 政策及び目標等

政策	マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化
達成すべき目標	組織犯罪対策及び犯罪収益の規制に資すること
目標設定の考え方及びその根拠	「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の規定により、マネー・ローンダリング等に関すると思われる取引について、金融機関等による届け出が義務付けられている「疑わしい取引の届出」制度により、金融機関等のサービスが犯罪者によって利用されることを防止し、金融機関等及び金融システムの健全性及びこれに対する信頼を確保しようとするもの。 根拠：組織的犯罪処罰法第54条等
測定指標	処理状況（年間届出件数及び提供件数）

2. 17年度重点施策等

17年度重点施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 研修会及び意見交換会等の実施 ② 外国F I U及び国際機関との連携強化 ③ アジア・太平洋地域N C C Tレビューグループ対象国の改善等及び解除国に対するモニタリング ④ F A T F勧告の遵守 ⑤ マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に係るコンピュータ・システムの機能強化
参考指標	<ul style="list-style-type: none"> ① 各業界及び法執行当局との意見交換会等の開催状況 ② 外国F I Uとの協議及び国際会議等への参画状況（情報交換取極件数） ③ N C C T対象国リストに掲載されている2カ国の改善状況（解除を含む）・N C C T対象国リストから最近解除された2カ国・1地域の改善状況 ④ 勧告対応状況 ⑤ 処理状況（年間届出件数及び提供件数）

3. 政策の内容

マネー・ローンダリング（資金洗浄）とは、犯罪で得た収益（犯罪収益）を、あたかも正当な取引で得た資金であるかのように見せかける行為です。このような行為を放置しておく、犯罪収益が将来の犯罪活動に使われたりする等のおそれがあるため、

当該行為を防止する必要があります。

金融庁では、疑わしい取引の届出について適切に情報提供するとともに、その実効性を確保するために、金融機関等及び法執行当局との意見交換を行なうとともに、外国機関との連携等を行なうことにより、マネー・ローンダリング対策等の強化に努めることとしました。

4. 現状分析及び外部要因

我が国では、平成4年に金融機関等に薬物犯罪収益に係る疑わしい取引の届出を義務付けましたが、12年2月には届出の対象が200を超える重大犯罪の収益に係る取引にまで拡大され、その後、13年9月11日の米国同時多発テロ事件を受け、14年7月にテロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても届出対象となりました。

また、14年4月には、「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」（本人確認法）が成立しましたが、その後、16年12月に、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」へ改正（16年12月30日施行）されました。

これらの制度拡大に加え、特定金融情報室として、金融機関等が疑わしい取引か否かを判断する際の参考事例を改訂・公表し、更に、説明会等を行うなど啓発活動を行ってきた結果、組織的犯罪処罰法施行後、届出件数は大幅に増加しているとともに、情報の質の改善もみられるところです。

また、特定金融情報室は、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策における国際協調を推進するため、FATF（金融活動作業部会）などの政府間機関の国際会議に積極的に参加することが求められるとともに、疑わしい取引に関する情報の交換を円滑に行うための枠組みについて、主要国のFIUとの間で順次整備を行う必要があります。

5. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

① 研修会及び意見交換会等の実施

ア. 17年10月から11月にかけて、国内各地において、「疑わしい取引の届出」に関する研修会を実施し、金融庁電子申請・届出システムの更なる活用を推奨しました。

イ. 17年9月に関係法執行当局と意見交換会を開催しました。

② 外国FIU及び国際機関との連携強化

ア. 疑わしい取引に関する情報交換を円滑に行うため、18年5月にオーストラリアFIU、タイFIU及び香港FIUと、同年6月にカナダFIUとの間で情報交換枠組を設定しました。

イ. エグモント・グループの国際機関化に対し、協力体制の強化等を図る観点から、17年10月及び18年2月の移行準備小委員会会合並びに18年3月のエグモント・グループ作業部会会合、18年6月のエグモント・グループ全体会合に参加し、各国と意見交換等を行いました。

ウ. APGの共同議長として、16年7月より（18年7月まで）主導的な役割を果たしてきました。年次会合における議長職の務めや事務局に対する運営への適切な助言、APG参加国との連携を通じ、APGの適切な運営や参加国の拡大等に務めました。

③ アジア・太平洋地域NCCTRレビューグループ対象国の改善等及び解除国に対するモニタリング

FATFのアジア・太平洋地域NCCTR（マネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域）レビューグループ議長として主導的な役割を果たすとともに、17年10月にはナウル共和国のNCCTRリストからの解除をFATF全体会合に提言し、承認されました。

④ FATF勧告の遵守

FATF改定勧告の国内対応については、関係省庁と連絡を密にし、勧告実施のための協力を進めています。

⑤ マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に係るコンピュータ・システムの機能強化

大量に届け出られる疑わしい取引に関する情報を効率的に整理・分析するため、システムツールの開発を行いました。

（2）評価

① 処理状況等（年間届出件数及び提供件数）

金融機関等を対象とする「疑わしい取引の届出の研修会」を各地で実施し、金融機関等の意識向上に努めたこともあり、金融機関等からの疑わしい取引の届出件数も下表のとおり増加しました。また、17年中の総届出件数98,935件のうち、67.5%に当たる66,812件の届出に係る情報が、捜査機関等において犯罪捜査等に資すると認められ、活用されているように、情報の質も一定の向上が見られるところです。

更に、同研修会においては、情報管理の強化のため、金融庁電子申請・届出システムを利用した届出の活用を勧奨しました。

法執行当局に対してより有効な情報提供を行うために、捜査機関等の法執行当局と意見交換を行いました。

② 国際会議等への参画状況等

国際会議においては積極的に参加・貢献し、FATFのアジア・太平洋地域NCCTレビューグループ議長として主導的な役割を果たすとともに、関係諸外国との協調関係等の構築に努めました。また、APGにおいては、共同議長として年次会合の議長を務め、APG事務局に適切な助言を行う等、APGの円滑な運営等に貢献しました。

更に、オーストラリアFIU、タイFIU、香港FIU及びカナダFIUとの間で情報交換枠組を設定するなど、外国の機関と連携して国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金の監視体制の強化に努めました。加えて、FATF改定勧告の国内実施に向けた取組みに対して、関係省庁と連絡を密にし、勧告実施のための協力を推進しました。

上記を踏まえると、マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策の強化に貢献しているものと考えています。

【資料1 疑わしい取引の届出件数の推移（暦年ベース）】

暦年 (1～12月)	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
届出件数 (件)	5	9	13	1,059	7,242	12,372	18,768	43,768	95,315	98,935

(注) 1996年1月から2000年1月までは旧「麻薬特例法」に基づく届出、2000年2月以降は「組織的犯罪処罰法」に基づく届出である。

6. 今後の課題

- (1) 疑わしい取引の年間届出件数は年々急増していますが、疑わしい取引に関する情報をより多く犯罪捜査等に結びつけるためには、金融機関等からより質の高い情報がより多く届け出られる必要があります。このような届出が行われるためには、金融機関等が疑わしい取引を的確に発見することが必要であり、疑わしい取引の届出制度について、金融機関等のより深い理解・協力が得られるように、今後も、意見交換会及び研修会等を積極的に実施していく必要があります。

更には、情報管理強化の観点から金融庁電子申請・届出システムの活用を推していく必要があります。

- (2) 大量の届出の中から捜査に役立つ情報を選んで、迅速かつ的確に捜査機関等に提供して有効に犯罪捜査等に結びつけるためには、捜査機関等が提供を受けた情報を

どのように利用しているのかを知る必要がありますので、捜査機関等の法執行当局との意見交換を行う必要があります。

(3) マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策には国際的な協力体制を推進することが不可欠であるため、今後もFATF、APG等の国際会議に積極的に参加するとともに、より多くの外国FIUとの間で情報交換の枠組みを合意して、情報交換を進める必要があります。また、FATF改定勧告の国内対応については、関係省庁と更なる協力を押し進めていく必要があります。

なお、今後、特定金融情報室(FIU)の機能が警察庁に移管される予定となっていることから、移管が円滑に進むように、しっかりと協力していく必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果は上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等(金融機関等により深い協力・理解を得られるように意見交換会・研修会等を実施し、また、国際的な協力体制の推進を図るため、国際会議等に積極的に参加するとともに、更に、情報交換枠組を設定する。なお、移管が円滑に進むように、しっかりと協力していく)を行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

9. 注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

[政策効果把握方法]

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

[使用資料等]

- ・ 研修会等の開催状況
- ・ 法執行当局との意見交換会の開催状況
- ・ 外国FIUとの連携や国際会議における連携・協力の実施状況
- ・ 処理状況(年間届出件数及び提供件数)

10. 担当部局

総務企画局総務課特定金融情報室